

戦争遺跡を巡るバスツアー事業委託業務 企画提案募集要項

1 業務目的

戦争体験を次の世代に引き継ぎ、戦争の教訓や平和の大切さを県民に学んでいただくため、愛知県内の戦争遺跡を巡るバスツアーを実施する。

2 業務内容

「戦争遺跡を巡るバスツアー事業委託業務仕様書」のとおり

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金限度額

2,427,000円（消費税及び地方消費税含む）

なお、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額又は一部を免除とする。

(3) 契約期間

契約締結日から2026年12月25日（金）までとする。

(4) 委託費の支払条件

業務完了後の精算払いとする。

(5) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限らない。

4 応募資格

応募資格者は、国内における旅客業務に精通しており、バスツアーの企画・運営及び紹介コンテンツ制作などに豊富な経験を有するなど、優れた企画力、技術力、ノウハウ等を持っている事業者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 企画提案提出期限時点において、入札参加資格者名簿（最新のもの）の大分類「03 役務の提供等」の中分類「13. 旅客業」の小分類「01. 旅行」又は「04. バス運行業務」に登録されていること。

(2) 企画提案提出期限時点において、入札参加資格者名簿（最新のもの）の大分類「03 役務の提供等」の中分類「03：映画等製作・広告・催事」の小分類「04. デザイン」に登録されていること。

(3) 旅行業法及び旅行業法施行規則が規定する第1種旅行業、又は第2種旅行業に登録されていること。

(4) 企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格(指名)停止を受けていないこと。

(5) 地方自治法施行令第167条の4〈一般競争入札の参加者の資格〉の規定に該当しな

いこと。

- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 事業実施体制及び類似事業実績（様式2）

- ・法人等概要（事業者の概要がわかる資料（企業パンフレット等）を添付のこと）
- ・過去5年間の類似実績
- ・実施体制

ウ 企画提案書（任意様式）

※ A4縦置き横書き、左綴じ（A3サイズを使用する場合は、二つ折り又は三つ折りにして、A4サイズに編纂すること）

※ 企画提案書作成のポイント

貴社の業務の進め方について、次の事項を踏まえて御提案ください。

項目	提案内容
1. 業務全体の方針・進め方	(1) 業務全体の方針 ・方針において、特に重点を置く点、特徴、アピールポイント等を具体的に記載すること。 (2) 業務実施の工程（プロセス）・スケジュール ・業務全体の工程（プロセス）・スケジュール（契約予定の2026年6月から2026年12月25日の間）について記載すること。県との打ち合わせの態様についても明記すること。
2. 業務実施内容	(1) 戦争遺跡の事前調査の実施 ・調査スケジュール及び実施体制を示すこと (2) 戦争遺跡に関する紹介コンテンツの制作 ・パンフレットについて、デザイン案を示すこと (3) 戦争遺跡を巡るバスツアーの企画・実施 ・バスツアーの企画概要を示すこと。 ・集客につながるような工夫を提案すること
3. その他	・ 貴社の発想・創意工夫・ノウハウを活用した業務に関する独自の提案など、業務に関するアピールポイントを具体的に記載すること。

エ 経費見積書（任意様式）

(ア) 愛知県知事宛て、消費税及び地方消費税を含まない金額で作成すること。

(イ) 所在地（主たる事務所の所在地）、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(ウ) 内訳が分かるように項目ごとに積算額及び積算根拠を記載すること。

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）及び添付書類

- (2) 提出部数
9部（正本1部、副本8部）を提出すること。
- (3) 提出期限
2026年5月22日（金）午後5時（必着）
- (4) 提出方法
持参又は郵送（簡易書留等追跡可能なもの）とする。
※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。
- (5) 提出先
愛知県県民文化局県民生活部県民総務課総務・企画・広報グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電話 052-954-6160（ダイヤルイン）
- (6) 応募に関する問合せ
この企画提案に関する質問については、以下のとおり電子メールで受け付ける。

宛先	県民総務課のメールアドレス (kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp)
件名	戦争遺跡を巡るバスツアー事業委託業務の質問事項
質問内容	別添「質問書」(様式4)に必要事項を記載してください。
質問受付期限	2026年5月8日（金）午後5時まで
回答方法	愛知県県民文化局県民生活部県民総務課のWebサイトに掲載する。ただし、質問内容が質問者固有の内容である場合の回答は、Webサイトに掲載しない。
その他	未着等の事故を防ぐため電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡すること。

6 委託業務説明会の開催

企画提案の応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。説明会への出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること。なお、欠席により不利益を受けた場合、県はその責任を負わない。

- (1) 開催日時
2026年4月27日（月）午後2時から午後3時まで
- (2) 場所
愛知県自治センター 6階 第602会議室(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)
- (3) 参加申込方法
参加希望者は、次のとおり電子メールで申し込むこと。

宛先	県民総務課のメールアドレス (kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp)
件名	戦争遺跡を巡るバスツアー事業委託業務の説明会参加申込み
本文記載内容	事業者名、所属、氏名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）、説明会参加予定人数

(4) 持参資料

本委託業務に係る募集要項、仕様書は、説明会参加者が持参すること。

7 企画提案の審査・委託先の選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する一次審査会（書類による事前審査）と二次審査会において審査を行うものとする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。なお、選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じないこととする。

(2) 二次審査会について

ア 開催日時・場所（予定）

- ・日時：2026年6月上旬
- ・場所：愛知県庁内会議室

イ 方法

- ・1事業者あたり15分間のプレゼンテーションの後、10分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・資料は企画提案書とし、プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。
- ・プロジェクター等の機器は使用しない。

(3) 審査基準

審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 確実性・信頼性

イ 実施体制

ウ 提案内容の的確性

エ 費用積算の妥当性

オ 社会的取組

(4) 選定結果

選定結果については、応募者に対して書面で通知する。

(5) 契約

ア 契約締結

県は、企画提案書に基づき、委託先候補者と委託事業に係る具体的な事業内容及び経費等について協議を行い、この結果、県と委託先候補者との間で委託事業内容及び委託金額について合意に達した場合に限り、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者を協議する者とする。

イ 契約条件等

契約書（案）による。

(6) 秘密保持

提出された企画提案書等は、本委託先選定のためのみに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 企画提案書提出期限 | 2026年5月22日（金） |
| (2) 審査会開催・候補者決定 | 同年6月上旬 |
| (3) 委託事業者決定・契約締結 | 同年6月中旬 |

9 その他注意事項

- (1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (3) 提出書類の提出後の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。また行政文書の開示請求があった場合については、以下のとおりとする。
 - ア 採用となった企画提案書は、原則開示する。
 - イ 不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
 - ア 応募資格のない者が応募・企画提案した場合
 - イ 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - ウ 提出書類に明らかな不備があった場合や、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 実施に当たっては、採用された企画提案の内容を協議の上、変更することがある。
- (7) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て愛知県に帰属するものとする。

10 問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民総務課 総務・企画・広報グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話 052-954-6160（ダイヤルイン）
E-mail kenminsoumu@pref.aichi.lg.jp